

## 平成 23 年度 第 1 回高知県特別職報酬等審議会（議事録）

日 時：平成 24 年 1 月 12 日（木）13:30～15:00

場 所：高知県庁第二応接室

出席者：高知県特別職報酬等審議会

野村会長、木村委員、筒井委員、富澤委員、古谷委員、間嶋委員、宮脇委員  
高知県

恩田総務部長、山本総務部副部長、原行政管理課長、元吉職員厚生課長

---

（行政管理課長）

ただ今から、高知県特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様、本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、この審議会の事務局を務めさせていただいております行政管理課課長の原でございます。どうか、よろしくお願いたします。

それでは、まず、私から委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元に配席図をお配りしております。また、資料の 2 ページに、名簿をお付けしてございますのでご覧ください。

私の左手の方から、順番にご紹介をさせていただきます。

### 【委員紹介】

（行政管理課長）

続きまして、県の執行部の紹介をさせていただきます。

### 【県執行部紹介】

（行政管理課長）

なお、この審議会は、現在のところ傍聴の方はお見えではございませんけれども、公開の会議でございます。また、審議会の議事録につきましては、後日、行政管理課のホームページで公開させていただく予定でございますので、よろしくお願いたします。

それでは、ただ今から審議会を開会させていただきます。まず、議事に入ります前に、会長の選任をお願いしたいと思います。お手元の資料の 3 ページに、県の特別職報酬等審議会条例を載せてございますが、この条例の第 4 条第 1 項の規定によりまして、会長の選任は委員の互選により定めるとされておりますけれども、いかがいたしましょうか。

### 【各委員からの意見なし】

（行政管理課長）

それでは、恐縮でございますが、事務局といたしましては、今回は野村委員さんをお願いすることではいかかかと思っておりますが、いかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（行政管理課長）

それでは、野村委員さんに会長をお願いしたいと思います。野村会長さん、恐れ入りますが、会長席の方へ移動をお願いできますでしょうか。

## 【会長席へ移動】

(行政管理課長)

それでは、ここで野村会長さんから、一言ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(野村会長)

ただ今、ご紹介いただきました野村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座ってご挨拶させていただきます。

審議に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

高知県特別職報酬等審議会条例に基づきまして、私ども7名が尾崎知事より審議会委員の大役を仰せつかったわけでございます。知事の諮問に応じまして、これから県会議員の議員報酬、知事、副知事の給料の額及び退職手当の支給基準につきまして、これから議事を進めてまいることいたします。なお、審議の進め方につきましては、2月の定例県議会の開催等のスケジュールもございますので、そこらあたりのことも含めまして、後ほど事務局より説明があろうかと思っております。

私が会長を務めさせていただきますが、何分にも不慣れでございますので、皆様方、各界の代表でございます。各委員の皆様から何卒、活発なご意見をいただきまして、この審議会がスムーズに運営できるように、皆様方にご協力をお願いしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

(行政管理課長)

ありがとうございました。それでは続きまして、副知事からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(岩城副知事)

あいにくと昨日から知事が東京の方に出張しておりますので、代わりまして私の方から一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、特別職の報酬等をご審議いただきますために、当審議会の委員へのご就任をお願いいたしましたところ、大変お忙しい中にもかかわらずお引き受けをいただきまして、誠にありがとうございました。

この審議会は、議会の議員の報酬、また知事、副知事の給料など、特別職の報酬などを決定いたします際に、その適正化を図りますため、ご意見をいただく第三者機関でございますが、前回の開催から2年ほどが経過をいたしております。

議会の議員の報酬、また知事、副知事の給料につきましては、一昨年4月からの金額が適用されているところでございまして、また、知事、副知事の退職手当の支給基準につきましても、平成18年4月から現在の形になっておりまして、それぞれ2年ないし6年ほどが経過したところでございます。

前回の開催以降、他のいくつかの都県におきまして、特別職の報酬等の見直しが行われたところもございまして、また、一般職の職員の給与につきましても、従来から人事委員会の勧告に基づいて改定を行っているところでありますが、昨年度は引下げ、今年度は据置くことといたしました。

このような中、特別職の報酬、退職手当の支給基準につきましても、審議会のご意見をいただく必要があると判断をし、今回、諮問をさせていただくことといたしました。

最後になりますが、どうか慎重なご審議をいただきまして、適切なご答申を賜りますよう、よろしくお願いいたします。申し上げます。

(行政管理課長)

それでは、条例第2条の規定による知事からの諮問でございますが、副知事から野村会長に諮問をいたします。副知事、よろしくお願いいたします。

(岩城副知事)

高知県特別職報酬等審議会様

議会の議員の報酬の額、並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準についてご審議いただきたいので、高知県特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。

平成24年1月12日 高知県知事 尾崎 正直

どうかよろしく願いいたします。

(行政管理課長)

副知事はここで退席をさせていただきます、この後の審議の進行は野村会長さんをお願いいたします。

(岩城副知事)

どうかよろしく願いいたします。

#### 【副知事退席】

(野村会長)

それでは、ただ今から審議に入りたいと思いますが、進め方につきまして、事務局の方の考え方があれば、ご説明をお願いしたいと思います。

(行政管理課長)

知事、議員等の報酬等につきましては、条例で定められますことから、審議会から改定のご答申をいただきました場合には、2月議会へ条例の改正案を提案する必要があります。このために、これまでも2月初旬の第2回目の審議会で結論をいただいています。

本日の第1回目は、まず、事務局の方から、資料の説明をさせていただきたいと考えています。

(野村会長)

審議会の開催回数につきましては、先ほど、行政管理課長から説明がありました日程ですので、次回には結論を得るようにしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、事務局の方で資料の説明をよろしく願いいたします。

(行政管理課長)

では、私からお手元の「高知県特別職報酬等審議会資料」に沿って、ご説明をさせていただきます。

まず、1ページでございますけれども、先ほど、副知事から野村会長にお渡ししました諮問書の写しでございます。

次に、4ページをご覧ください。「特別職報酬等の改定状況」でございます。本年1月1日現在で作成しております。

「(1) 本県の状況」でございます。

現在、知事の給料月額が122万円、副知事は94万円となっております。

出納長が「廃止」とありますが、これは、地方自治法の改正に伴いまして、平成19年4月から、特別職であった出納長の職が廃止されまして、その職務権限については、新しく会計管理者という一般職の職を設置いたしまして、その職員が担っているところでございます。

続きまして、議長の報酬月額が90万円、副議長は82万円、議員は77万円となっております。

右側の「適用年月日 平成22年4月1日」とありますがけれども、前回、2年前の答申で現行額が平成22年4月から適用されているということでございます。

改定の経緯につきましては、また、後ほど、ご説明いたします。

次に、下の「(2) 全国の状況」でございます。

この表は、各都道府県の特別職の報酬等の額が、現行の額に改定された年を、暦年でまとめたものでございます。例えば、一番上の、平成4年の欄には北海道、大阪、兵庫の3団体がございますが、これらの団体は、平成4年以降、改定を行っていないということでございます。本県は、平成22年のところがございます。

つまり、こういった審議会を開催いたしましても、据置きという答申をいただいた場合には、その年次にはその県の記載はございません。あくまで、改定をされた年次に記載をさせていただいております。他の都道府県における、最近の改定の状況といたしましては、下から2行目の、平成23年をご覧の4団体で、一番下の行の平成24年は、今のところ把握できておりますのは鳥取県のみでございます。鳥取県はこれまでも1月1日から改定しております。

これら5団体の改定の状況につきましては、すべて引下げでございます。

なお、各都道府県の改定の内容は、また、後ほどご説明いたします。

続いて、5ページをご覧ください。「(3) 四国4県の状況」でございます。

四国4県の状況としましては、表の右側に適用年月日を記載しておりますが、一番上の徳島県は平成9年4月1日から、香川県は平成16年4月1日から、愛媛県は平成8年4月1日から、それぞれ現行の額に改定されております。

金額をご覧いただきますと、どの職を見ましても高知県が最低の額になっております。

なお、他の3県とも、現在のところ審議会の開催の予定はないようにお伺いしております。

続いて、「(4) 県内市町村の状況」でございます。34市町村の特別職の報酬等の額が、現行の額に改定された年を、暦年でまとめております。

続きまして、6ページをご覧ください。「四国4県の改定の経緯」でございます。

表の左側に適用年月日が縦に並んでおりますけれども、その平成5年12月1日までは、本県と徳島県と香川県の3県は、同じ時期にずっと改定を行ってきることがご覧いただけたと思いますが、その後、各県の改定の時期は、ばらばらになっております。また、近年、他の3県におきましては、若干、改定の間隔が空いてきておるようでございます。

次に、7ページに移りまして、全国の都道府県の「特別職報酬改定状況」でございますが、この表は、全都道府県の特別職、それぞれの職ごとに、現行の額と改定前の額をまとめたものでございます。

39番のところを高知県がございまして、高知県知事は、ご覧のように、現行が122万円で、改定前が124万円となっております。知事は2万円の減額、知事以外の職につきましては、それぞれ1万円の減額となっております。

金額の全国順位などについては、次のページでご説明をいたします。

8ページをご覧ください。表題に「給料・報酬額(本則額)」と書いてございますが、ここで本則額と書かせていただいておりますのは、条例で定められた本来の額、つまり、この審議会でご審議いただく額のことでございます。と言いますのも、このページには載っていませんが、現在、多くの都道府県におきましては財政上の理由などによって、一定期間に限って本来の額を独自に減額をするといった措置を講じておるところでございます。そのため、そうした独自の減額後の額と比較するために、この表では現在の額を本則額というふうに表現をさせていただいております。左側の表では、それぞれの職ごとに現行の月額と、その右には全国順位を記載してございます。

高知県のところをご覧いただきますと、金額は先ほど申し上げましたけれども、知事が122万円で41位、副知事は94万円で43位、議長は90万円で45位、副議長は82万円で39位、議員は77万円で38位となっております。

右側の表は、知事、副知事につきまして、給料だけではなくて、地域手当も加えた支給月額と順位をまとめてございます。

地域手当と申しますのは、簡単にご説明させていただきますと、平成18年度から国、地方ともに公務員の給与制度の抜本的な見直しが行われました。一般職の給与につきましては、いわゆる地域の民間の賃金水準を反映させるという考え方で、大幅な見直しが行われまして、全国共通で適用される給料表を平均で、4.8%引下げるといふ大幅な見直しをいたしました。その一方で、全国一律で下げましたけれども、民間賃金が高い地域、都市部ですけれども、都市部では3%から18%といった率で地域手当を支給するという見直しが行われました。都道府県によ

りましては、この地域手当を、知事、副知事にも支給をしている団体がございます。そこにパーセントを書いている都道府県がそうでございます。

なお、高知県は、地域手当が支給される地域はございません。例えば、地域手当の1例を申しますと、13番の東京都では、給料の18%の地域手当が支給されておりますので、知事の場合は、給料の月額149万4千円のところ、地域手当も含めた月額では176万3千円となっております。

高知県の順位をご覧くださいますと、知事、副知事ともに、43位となっております。知事は、先ほど申しました順位よりも順位が2つ下がっております。

9ページをご覧くださいますと、これが本則額の順位別の資料でございますが、先ほど申しました額を全国の順位順で並び替えたものでございます。左端の表が、知事の給料月額の全国順位でございます。高知県は122万円で41位、左から2番目の表は、地域手当も加えた給料月額の全国順位で並べております。高知県は43位となっておりますが、これは地域手当が支給される奈良県と和歌山県が上位に繰り上がった関係で、高知県が43位になっているということでございます。

同じく10ページの表は、議長、副議長、議員につきまして、全国順位で並び替えたものでございます。

11ページは、「給料・報酬額（減額後）」の資料でございます。

先ほど申しましたとおり、多くの都道府県におきましては、給与カットという減額、一定期間に限って独自に減額をしております、それぞれの特別職の報酬について、減額後の支給月額と減額後の全国順位というものを参考資料として、まとめてございます。高知県のところをご覧くださいますと、知事については、本来は122万円と申しましたが、減額率が20%で減額しております、額にしますと24万4千円の減額を行っておりますので、減額後の額が97万6千円で38位となっております。同じく、副知事については、本来が94万円のところ、減額率7%としております、額で6万5千8百円の減額を行っております。減額後は、87万4千2百円で33位でございます。議長につきましては、本来が90万円のところ、月額3万円の減額を行っていただいております、減額後は87万円の36位。副議長については、本来82万円のところが、月額2万円の減額で、減額後80万円で34位。議員の方については、本来が77万円のところ、月額1万円の減額ということで、減額後が76万円で26位と、それぞれなっております。

次に、12ページをご覧ください。知事の年間給与の資料でございます。

この表は、知事につきまして、給料、地域手当、期末手当、いわゆるボーナスに当たるものでございますが、そういったものを加えた年収ベースの金額と全国順位をまとめたものでございます。

高知県は、期末手当のところをご覧くださいますと、いわゆるボーナスの支給月数ですが、年間で2.95月と記載しております。毎年、県の人事委員会の方から勧告をもらいますけれども、今年度は昨年10月に、一般職員に関する期末・勤勉手当の支給月数は、今年度の勧告の内容は民間の支給割合と概ね均衡しているという報告を受けまして、知事等の期末手当についても改定を行っておりませんが、この2.95月というのは、平成22年度の11月県議会において、その時は一般職員の期末・勤勉手当の支給月数が引下げられましたので、その時に、知事等の期末手当につきましても、年間の月数を3.1月から0.15月減らしまして、今の2.95月という支給月数になっております。これを金額にいたしますと約26万円を減額する改正を行っているところでございます。

同じこの資料の右の方に年収の欄がございます。それと全国順位がございますが、高知県の欄をご覧くださいますと、年収が1,985万9千円で、全国順位40位となっております。その右側に、減額後の年収がありまして1,693万1千円で30位となっております。13ページは、同じく副知事についてで、年収は1,530万1千円で40位。減額後は、1,452万1千円で31位となっております。

14ページをお願いします。議長についてでございますが、同じく年収は1,465万円で44位ですが、減額後は1,429万円で38位でございます。同じく15ページは、副議長でございますが、年収が1,334万8千円で38位のところ、減額後は1,310万8千円で35位となっております。同じく16ページは、議員についてでございますが、年収が1,253万4千円で37位。減額後は、1,241万4千円で32位となっております。

次に、17ページをご覧ください。「1任期給与」と書いてありますが、この表は、知事の給料、地域手当、期末手当に退職手当も合わせまして、1期4年間に支給される額と全国順位を、参考資料として、まとめているものでございます。

高知県をご覧くださいますと、合計についての全国順位では、知事が1億1,457万2千円で44位となっており

います。同じく 18 ページは、副知事の資料でございまして、8,060 万 6 千円で 44 位となっております。19 ページは議長についてでございまして、5,860 万円で 44 位。20 ページは、副議長で 5,339 万 2 千円で 38 位。21 ページは、議員について、5,013 万 6 千円で 37 位となっております。

なお、知事、副知事と議長等、議員さんとの 1 任期当たりの総額に差がありますが、その理由は、議員の方々には退職手当という制度がございませんので、そういった差が出てきておりますが、これは各都道府県とも同じ状況でございます。

次に、22 ページをご覧ください。特別職と一般職との報酬等の改定状況の経緯をまとめた資料でございます。

上の方の (1) の表は、特別職の報酬額とその改定率の推移をまとめております。下の方の (2) は、一般職の給与の改定率の推移をまとめてございます。

(1) の表の下に、ゴシックの字体で平均改定率を載せてございます。例えば、1 例を申しますと、左の方の平成元年 12 月 1 日の改定でいいますと、知事から議員までのそれぞれの改定率がございまして、それを平均いたしますと 6.96%であったというものでございます。

次に、下の (2) の表の改定率をご覧くださいと、例えば、左上の昭和 63 年度のところは 2.33%、次の平成元年度は 3.10%とあって、その下に 5.50%とございますが、これは昭和 63 年度と平成元年度の改定率をかけ合わせまして、2 年分で見ますと 5.50%になるというものでございます。

(1) の表と (2) の表との関係で言いますと、先ほど申しました (1) の 6.96%と、(2) の表の 5.50%の数字が、期間としては同じ期間に対応する数字として、上下で比較できるように整理をしているものでございます。

なお、一般職の給与については、ほぼ毎年度、改定が行われております。昭和 63 年度も、平成元年度もともに改定されておりますけれども、特別職につきましては、2 年に 1 回とか若干、改定の間隔が空いておりますので、こうした対応関係を参考にさせていただくためにまとめたものでございます。

今回につきましては、(2) の下の方の表の平成 22 年度のところをご覧くださいと、マイナス 0.15%とございます。平成 23 年度は、先ほども申しましたが、人事委員会からの勧告では、職員の月例給については、民間との較差は極めて小さく改定を行わないことが適当という勧告がございましたので、そこには 0 という数字がございまして、改定を行っておらず、据置きとしたところでございます。この平成 22 年と 23 年、2 年分で見ますとマイナス 0.15%となるものでございます。

ちなみに、前回、2 年前の数字がどうだったかということをしり返ってみますと、下の表の平成 21 年のところをご覧くださいと、平成 20 年と 21 年を合わせまして、マイナス 0.10%とございます。一般職の引下げがマイナス 0.10%であったものが、(1) の表の一番右のゴシックの数字をご覧くださいと、この期間に対応する引下げが、特別職では平均でマイナス 1.27%という引下げを行っております。これは 2 万円、1 万円という切りのいい数字での引下げを行いましたので、引下げ率でいいますと、こういった開きが出てきております。

なお、(2) の表の下に※印の説明書きがあり、平成 18 年度は「給与構造の見直し」によって、平均 5.60%の給料表の水準の引下げを行ったと記載しております。これは、先ほども申しました抜本的な見直しを行った年でございます。全国的な給料表の引下げを行いました、詳しく申し上げますと、平成 18 年度からの改定でございますので、その前の平成 17 年に人事委員会からこういった勧告がございました。平成 17 年度の一般職の給与改定については、人事委員会から 2 本立てで勧告をもらってまして、まず平成 17 年 12 月 1 日に通常の 0.34%の引下げという勧告があつて、翌平成 18 年 4 月 1 日からは、さらに先ほど申しました抜本見直しの関係で 5.60%引下げるとされましたけれども、※印の 1 行目の後半にも書いてございますが、平成 18 年 3 月 31 日現在の給料月額が保障されるという経過措置、いわゆる現給保障という言い方をしておりますが、そういった措置が併せて講じられましたので、平成 18 年度の改定率は、結果としては 0%となった。そういう注意書きを書かせていただいております。

続きまして、23 ページをご覧ください。

ここからは、議員報酬のご審議の参考にしていただくために、県議会議員の役割や活動などについてご説明させていただきますための資料でございます。

まず、「1. 定数」でございまして、本県の条例定数は 39 名でございます。

次に、「2. 役割」でございまして、議会の役割としては、地域の問題について、住民に代わって議論をし、物

事を決定することをございまして、①は執行機関を住民の立場から評価監視すること。いわゆる監視機能でございます。②は、住民のための各種サービスにつきまして具体的な提案をすること。いわゆる政策立案機能でございます。

①の評価監視につきましては、本会議における審議や各委員会での審査、調査などを通じて行っております。

具体的に申し上げます、例えば、議員が県の重要課題等を取り上げて質問をいたしますと、知事や各部局長が現状や対応などを答弁いたします。各議員は、それぞれ異なった立場から質問をいたしますので、議員はそれぞれの答弁を聞いて、執行部の提案などについて判断をするということでございます。このことは、行政の適切な執行を確保する上で、大変有効でございます。

②の政策立案につきましては、議員自らが政策的な条例議案とか政策について提案を行っております。本県の議会では、近年、議員の方々による政策的な条例議案が多数提案されておまして、11件の条例が成立しております。これは、全国的に見ましてもトップグループに位置しております。

また、平成21年11月定例会では、中四国で初めて、県民生活の向上と県勢の発展に寄与するため、議会における最高規範であります「高知県議会基本条例」の制定もなされております。

次に、「3. 調査研究活動」でございます。

地方分権が進められる中で、議会の果たすべき役割は一層重要となっております。議員の方々には、このような役割を果たすために、日ごろから調査研究活動を行い、色々な情報を収集し、議会審議に活用しています。

例として書いてありますが、例えば、執行機関から条例議案が提出された場合、執行機関の一方的な説明を聞くだけではなくて、議員としてはこのサービスが住民に必要なかどうか、必要であれば今必要なかどうか、あるいはそれよりも優先するような他のサービスがないかなどといったことを確かめる必要があります。また、同時に他県の状況ですとか財源の問題などを総合的に検討することも必要でございます。こういったことを議論するために広範な調査活動を行っております。

次に、24ページをお開きください。

「議員の議会活動等の状況」ということで、平成22年1月から平成22年12月までのデータを記載してございます。

議会の公式日程としましては、年に4回の定例会がおおむね2月、6月、9月、12月の4回開かれています。その他にも必要がある場合には、臨時会というものが開かれております。また、議会の閉会中でありましても、随時、各委員会が開催されます。

(1)の議長、副議長の欄にもありますが、定例会・臨時会の開催日数は、平成22年の場合は、土日祝日を除いて58日となっております。

この内訳は、(2)の議員の欄をご覧くださいますと、本会議が23日、議案精査日12日、議事整理日4日、予算委員会3日、各常任委員会16日となっております。また、日程としては、一部重複しますが、議会運営委員会ですとか特別委員会などが開かれております。

(2)の中ほどに予算委員会という欄がございますが、予算委員会というのは、9月と2月の定例会に設置されて、予算及び予算関連事項を総合的に審査いたします。委員20名で構成され、一問一答形式で、質疑を行っております。

その下に常任委員会と書いてありますが、総務委員会、文化厚生委員会、産業経済委員会、企画建設委員会の4委員会がありまして、39名の議員が、それぞれの委員会に所属しています。これらの委員会は、定例会や臨時会の会期中に開催をされますほか、閉会中においても、審査・調査のため、随時開催をされます。また、出先機関調査のための出張なども行っておりまして、その活動状況は記載のとおりでございます。

同じ表の下の方で議会運営委員会という欄がございますが、これは10名の委員で構成されておまして、各党派の相互の連絡調整ですとか、会議の円滑な運営を図ることを目的に、主に各定例会や臨時会の時期に開催をしております。

この他、特別委員会の欄もございますが、通常9月定例会において、一般会計等の歳入歳出決算の審査を行うために決算特別委員会という特別委員会が設置されて、10月から11月の間の閉会中に集中的に審査を行っております。

同じく特別委員会といたしましては、平成19年に設置された「経済活性化・雇用対策特別委員会」におきまし

ては、経済活性化及び雇用対策の総合的な推進に関する事項につきまして、平成22年2月定例会で最終報告を行っていただいております。

また、現在でいいますと「南海地震対策再検討特別委員会」と「公共交通問題調査特別委員会」の2つの特別委員会を設置しております。最終報告に向けて調査検討を行っていただいております。

議会の公式日程としましては、このような状況でございますが、公式の日程以外でも閉会中におきましては、会派や各常任委員会の任意の活動といたしまして、外部講師を依頼した勉強会などが随時開かれることもございます。

このようなことにつきましては、「2. 公式用務のない日の状況（定例会・臨時会、閉会中の委員会、調査出張等のない日）」に記載してございますが、公式用務のない日で土日祝日を除きますと、総日数で131日でございますけれども、この間の議員の登庁状況を見ますと、平成22年の実績では、1日平均で約19名、つまり、約半数の議員の方が登庁されていて、県政の課題等について調査を行い、執行部との協議や意見聴取、また県民との対話などの活動を行っております。

また、その下の議員連盟というところに書いてございますが、議会の会派を横断した組織である議員連盟による活動といったものもございます。

具体的には、「観光産業振興議員連盟」、「森林・林業・林産業活性化推進高知県議会議員連盟」、「スポーツ振興議員連盟」、「新エネルギー産業化促進県議会議員連盟」などがございます。

なお、各議員は、もちろん地域においても住民との対話や県政課題についての情報収集などの活動も行っておられます。地方公務員法では、議員は非常勤の特別職という位置付けではございますが、実態はこのように常勤化の傾向にございます。

最後に、前後いたしますが、議長活動状況について説明いたしますと、上の（1）の表、議長、副議長の欄をご覧くださいますと、議員としての活動のほか、議長としての決裁用務ですとか、陳情や要請を受ける用務、また会議出席等の用務も大変多うございまして、出務の状況といたしましては、ご覧のとおり、ほぼ常勤に近い状況にございます。

議員の関係の説明は以上でございます。

私からの説明は以上でございます。引き続きまして、知事及び副知事の退職手当の支給基準に関しまして、職員厚生課長からご説明をさせていただきます。

#### （職員厚生課長）

長くなって恐縮ですが、引き続きまして、私の方から知事、副知事の退職手当につきまして説明をさせていただきます。

資料の25ページが知事と副知事の退職手当に関する条例でございます。この条例に基づき、知事と副知事の退職手当を支給しております。

第2条におきまして、退職手当は、知事等が退職した場合に、その者に対して任期ごとに支給することになっております。

第3条では、退職手当の額を定めております。退職手当の額は、退職の日における給料月額に在職期間の月数を乗じて得た額に、知事が100分の60、副知事が100分の43を乗じた額となります。

在職期間の計算につきましては、第4条におきまして、1任期をまるまる勤められましたら、48月とすることを定めております。

それでは、27ページをお願いいたします。知事と副知事の退職手当の全国の状況について、概要を説明させていただきます。

まず、「1 支給割合」ですが、全国の知事の状況は表でお示ししてありますとおり、100分の80から100分の50までの支給割合となっておりますが、47都道府県のうち8割弱にあたります35の都道府県が、100分の70、100分の65、100分の60の3の支給割合のいずれかに分布をしております。

高知県は、網掛けの部分ですが、100分の60となっており、100分の50、100分の56に次いで、支給割合としましては、下から3番目という支給割合となっております。

副知事の状況につきましては、全国では100分の60から100分の36までの支給割合となっております。47都

道府県のうち7割弱の32道府県が、100分の50、または100分の45のいずれかになっております。

高知県は、知事と同じ網掛けの100分の43となっております。

次に、「2 前回審議会開催時との比較」です。

2年前の審議会以降に、12都県が退職手当の減額を行っております。

そのうち、知事については5県が、副知事については3県が、いわゆる支給割合の引下げによる減額改正を行っております。

知事の場合、支給割合は全国平均が100分の64ということになっておりますが、高知県が100分の60という状況でございます。

退職手当額の額は、全国平均で3,958万8千円、高知県が3,513万6千円で、47都道府県中第42位という位置付けになっております。

前回は、退職手当の額は3,571万2千円でしたので、順位は43位となっております。

副知事の場合は、支給割合は100分の43で全国平均の100分の46より下位という状況になっております。

退職手当の額は、全国平均が2,258万円のところ、高知県は1,940万2千円という状況で、47都道府県中第44位となっております。

次に、「3 全国の主な改正状況」でございます。

(1) 退職手当の支給割合を引下げた県につきましては、先ほども申し上げましたとおり、知事が5県、副知事が3県となっております。

知事、副知事ともに、高知県よりいずれも高い支給割合でしたが、引下げの結果、茨城県と石川県が知事、副知事いずれについても高知県を下回る結果となっております。

次のページをご覧くださいませ。

(2) 支給割合を引下げた結果の退職手当の額及び47都道府県中の順位です。

前回の調査時点から引下げを行った5県のうち、石川県が高知県の額より393万6千円下回る結果となっており、順位は全国24位から、高知県に次ぐ43位となっております。

他の4県につきましては、引下げ後も高知県より88万3千円から888万円高い退職手当の額となっており、順位も記載のとおりでございます。

なお、茨城県は、支給割合を100分の80から高知県を下回る100分の56に下げたために、全国順位が第2位から41位という状況になっております。

副知事につきましては、3県が引下げを行った結果、石川県が高知県より177万6千円低くなり、順位は22位から46位となりました。

その他の2県は、いずれも高知県の額を237万1千円、または263万円上回る額となっております。

(3) の1任期における在職月数は、宮城県が1任期における在職月数を49月から48月としたため、いずれの都道府県とも48月という状況になっております。

また、(4) の退職手当の支給時期は、全ての都道府県が任期ごとに支給することとなっております、前回からの変更はございません。

次に29ページは、先ほど説明させていただきました退職手当の支給割合と退職手当等の全国の状況です。高知県を見ていただきますと、知事が100分の60、副知事が100分の43。退職手当算定上の給料月額は、知事が122万円で全国第41位、副知事が94万円で第43位という状況でございます。

四国の他の3県と比較しますと、知事は愛媛、香川、高知県の3県が100分の60で横並び、そして徳島県が100分の50という順になっております。

副知事では、愛媛、香川が100分の45、高知県が100分の43、徳島県が100分の40という状況でございます。

次の30ページですが、こちらは先ほど行政管理課長の説明にもございましたが、退職手当の1任期中の給料と期末手当の総額、1任期中の総支給額を整理しております。

退職手当につきましては、高知県の知事が全国の第42位、副知事が第44位。1任期中の給料と期末手当の総額は、知事が第40位、副知事も第40位。それから1任期中における総支給額は、知事が44位、副知事も44位という状況でございます。

簡単ですが以上でございます。よろしく願いいたします。

(野村会長)

ありがとうございました。

ただ今、説明いただきましたが、ご意見、ご質問、お願いしたいと思います。

それぞれ、議会議員報酬、知事、副知事、それと知事、副知事の退職手当の支給割合、そういった角度から見ていただいて、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

(富澤委員)

1点、質問なんですけれども、特に知事の歴史をずっとこの6ページの資料で見させていただいた時に、適用年月日の49年、昭和49年の時、これが徳島から全部、四国4県全部同じ数値だった。この時の数値、絶対値を決める根拠というのはどんなものであったのか。参考までに。なにがしかの形で決められたと思うんですけど、その根拠をもしご存じでしたら教えていただきたいんですけども。

(行政管理課長)

申し訳ございませんが、今すぐにはちょっと分かりかねますので、後で調べておきます。

(富澤委員)

分かりました。

(古谷委員)

平成22年度に改定を行った際にホームページにアップしたということでございましたけれども、県民の方からご意見があったのかをお伺いしたいんですけども。

(行政管理課長)

特に意見はございませんでした。

(木村委員)

この中で全国と比較、その比較そのものが正しいかどうか分からないんですけども、比較しづらいものが議員さんの給与で、議員さんの数と給料はある程度関係があると思うんですが、議員さんが少なければ多少給料が多くても総枠としては低くなるという要素もありますので、議員1人あたりの給与はいくらという見方と別に、どういう数字がいいのか分かりませんが、人口1,000人あたりに対して議員の給与はいくらとか、そういう目安、見方の方が判断基準としては分かりやすいんじゃないかという気がしました。

議員定数を少なくしようという動きがいろいろある中で、現行の給料のまま少なくするよりも、給料を上げながら議員数を少なくするというような考え方も多分あると思うので、そういう指標があれば非常に分かりやすいかなと思います。

(行政管理課長)

議会事務局の方で調べて、ご用意させていただきます。

(富澤委員)

ここで諮問するのは、本則額というものになりますよね。

(野村会長)

そうですね。

(富澤委員)

片や減額というのがあるんですけども、減額の議論をされるのは、これはどういう仕組みでいくのか。何か、

本当は全体を考えた上でやらんといかんのだろうけれども、ここは本則だけで減額のこと是一切考えずに議論すべきなのか。それとも、何か減額というものが、ある程度想定されるか、あるいは何か見込めるんだったらそれも配慮する必要があるのかないのか。そういうご意見をちょっと教えていただきたいんですけど。

(総務部長)

なかなか難しいところなんですけど、この審議会に諮問しているのは、あくまでも本則額というようなことで、条例上に、そういったいろんな社会情勢の問題とかいろんなことでの給与カットがなければ、本来このぐらいの給料が適切なんじゃないかというような本則額を議論する場だということでございまして、それを基に答申をいただいて議会の方にご審議をいただいて決定を賜るというようなことでございますが、それと同時に知事ご自身がどうされるのかというようなこと。これは多分、いろんな場合において、選挙の公約であったりする場合もございますし、当然、県内の事情とか財政状況、そういったことも踏まえて、独自で判断の基準については知事が自分でお考えになって議会に議案として、別途条例を提案して、そこで審議をいただいて決定を賜るというようなことでございますので、私どもとしては本則の部分を中心にご議論いただきたいんですけど、ただ、前回の時も、結局、減額があるんだからあんまり意味ないんじゃないかという議論もいただいたんで、そこら辺も踏まえながら、いろいろごつくばらんにご意見をいただいて、本則を決めるということですけど、給与減額している現状についても忌憚なくご意見をいただければありがたいかなと思っております。

(富澤委員)

そういう意味でいくと、例えば一番分かりやすいのは知事さんになると思うんですけども、何か職務、あるいは責務から決めるべきなのか、あるいは、県の実態の状況を考えて決めるべきなのか、非常に難しいところがあるんですね。参考までに、こんな資料(別途配付資料1)を作ってみたんですけどね。これ、実は横軸にGDP、県のGDPを対数指標で出して、知事の報酬を縦軸にすると、大体、こういうようにはぼ直線に乗っているんですね。ということは、もし減額とか考えないんだったら、ある意味でそういう県の非常に大きな指標としてのGDPみたいなものとの関係で適切であるか不適切であるかというような判断をした方がいいような気がするんですけど、その辺、ちょっと事務局としてはどのように。参考までにいろいろご意見を聞かせていただきたいんですけど。これは単なる公開されている資料ですので、皆さん方に。

(総務部長)

当然、いろいろですね、私どももこういった順位とか知事の給与月額を考える時に、今、ご指摘のGDPも少し似ているんですけども、いわゆる財政力の指数ということで、財政力が弱くて同規模のところですね。例えば、私どもで言えば鳥取県とか島根県ですとか長崎県とか、そういった所の状況がどうなのかと。いわゆる財政力のEグループと私ども呼んでいるんですけども、相互で比較するようなところの県というのを常に念頭に置きながら、そこでの平均はどうなのか、そこで横目を見ていったらどうなのかということについてはいろいろやっておりますので、ただ、ここには今回載せてないんですけども、当然、毎回そういったところは横目で睨みながらやっておりますので、今言ったようなご指摘のことについては、勘案しているということでございます。もし、よろしければ、事務局から財政力のEグループの資料(別途配付資料2)とかをお見せさせていただきます。富澤委員の言われたようなこと、同じ様なことというのは必要だと思いますので、もし参考になればということで。

(富澤委員)

ちなみに、○印を付けたところが高知県です。まだ124万円の時の数値になっていますけど。

(野村会長)

その他何かご意見はございませんでしょうか。

そういった今までのお話を踏まえて、水準がどうなのか、そういったご意見もございましたら、ご発言をお願いしたいんですけども。

それと、議員報酬、知事、副知事の給料の額、それと知事、副知事の退職手当の支給基準ですか。これも諮問

の中に入ってきていますので、そういったところのご意見もございましたらお願いしたいんですけど。

間嶋委員、どうぞごめいしょうか。

(間嶋委員)

社会や県を取り巻く状況はよく分かりますが、最近では毎回下がっているような状況ですけど、それもいかなものかなということをおちつと思ったりしたところでごめいしょう。

(野村会長)

そういった意味では、22 ページなんかを見てもみますと、平成 22 年 4 月 1 日に知事以下議員までの報酬につきましては、マイナス 1.27%、(2) の一般職員の改定率はマイナス 0.1% ということで、特別職の場合は引下げ幅が一般職員に比べるとかなり大きいということは言えるんじゃないかと思ひます。間嶋委員がおっしゃったところを少し補足すると、そんなことではないかと思ひます。

(筒井委員)

先ほど、総務部長もおっしゃいましたけれども、財政状況とかいろんな指数、指標から見て、全国で似たような所。以前は東北も結構、賃金の低い所があったように思ひます。最賃なんかも宮城を除いて東北は低かった。高知よりも低いところがあったように思ひますし、大分以前の話なんです。それから、九州も福岡を除くと最低賃金も低かったというふうにお記憶しておりますが、今、四国の中で見てみますと、高知がやっぱり勢いがないというか、いろんなところで数字に表れてますのでよく分かるんですが、徳島が最近はずごく勢いが、いろんな数値を見ましてもあります。暮らしやすいつかいつた指標のところでも、場合によっては香川県を抜いて徳島が上の方におったりします。刺激には確かになります。そういう四国の中で段々伸びていつている県があるというのは、刺激にはなりますけれども、高知は高知なりに余り閉塞感を持って見ておいけないんじゃないかなと。こんな時代だから、引下げるのが一番いいんだらうという安易なものでもいけないような気がしております。まだ、おちつ結論は言えないですけど。感想と言ひますか。今、危機感というよりも、もうおちつと何とか脱出したいみたいなのがあるんですけど。

今朝の新聞にもおちつと出てましたよね。おちつと嬉しかったんですけど、厚生労働省が賃金構造基本統計調査というのを、毎年同じ時期にしておまして、その都道府県別の結果が速報として出ています。所定内給与、いわゆる基本給与とか決まった給与ですね。そういったところで、ずごく伸びていつているところもちろんありますけれども、下がっているところが結構出てきております。都道府県別に見ましても。その中で、高知はそんなにうんと下位の方でもないという、おちつと喜ばしいかなという。いろいろな原因があると思ひます。東日本大震災の被災地などのものもありまして、若干順位が、高知が上がつているのかもしれないんですけど。九州がかなり落ち込んでおります、これを見ましたら。だからそんなに高知はやっぱり下の方や下の方やと思わずに、見方によってはまだまだ伸びていつけるということで、そういうことを考えて、今回の特別職の報酬とか退職金とかですね、そういうのもおちつと考えていつたらいいんじゃないかなというふうにお思ひました。

(古谷委員)

尾崎知事が 2 期目を続投されるということで、非常に若い世代も本当に尾崎知事を推して、ついて行くぞというふうな周りの機運を感じるわけですね。非常によくやっしてくださっているというのは、周知、ご存じのとおりで、知事の動静を毎日、高知の朝刊で見ても本当にお休みもなく、ずつと毎日走り続けているというふうな感じでやられている中で、私も 2 回程この審議会にお出席させていただいて、平成 22 年度の時は下げるとおちつと決まったんですけど、やはり下げるとおちつとではなく、最低現状維持でやっただけで。本当にこんなに頑張っておられる知事というのは全国にも本当に数少ない知事であると思ひますので、下げるのではなく、最低現状維持でできるようなにしていただきたいと思ひます。

(野村会長)

その他の特別職もそういった意味では同じお考えでししょうか。

(古谷委員)

そうですね。やはり人間というのは下がってくるとやる気も失せてしまいますので、これは民間で事業を営んでいますと、やはり下げる、私たちも下げるということは非常に心苦しいし、やはり下げられた方にいたしますと気持ちも下がってきますし、どこで発奮すれば。この先ずっとそのままなのかというような気持ち、萎える気持ちがあったりして。厳しいけれども頑張ってくれてる、会社が頑張ってくれてるという気持ちが分かれば、そこに気概を感じて発奮する材料になるのではないかというようなことがあります。

(筒井委員)

県の職員の方とか県民の、やはりモチベーションを維持できるように。やっぱり高知はいかんというふうになるだけにならないように、まだまだやる気ももっともって持てるように。そういうことを考えて、今回はしていったらどうかと、私、個人的にはそう思っています。

(古谷委員)

ただ、仕事に対して成果というものは必要ですので、目に見える成果をできるだけ出していただけたらと思います。

(野村会長)

そうですね。そういう意味では、知事の年頭所感においても、4月からまた新しい産振計画、そこら辺りの中長期的なビジョン、それと数値もかなり出していきますよということも意欲的におっしゃられておられるので、そういう面はぜひ期待をして高知県の活性化に、ぜひともやっていただければと、私もそんな思いですね。

(木村委員)

私も古谷さんがおっしゃった意味は非常によく分かりますが、あまり数値化できない。「よう頑張ろう」とか「一生懸命やってくれよう」というのは、なかなか数値として表しづらい。ただ、ある意味、大事にしないといけないのは、県民感情としてどういうふうに写っているかというのを、今まで人に聞くと、やはり古谷さんがおっしゃったようなご意見を言う方が、全員じゃないですけど、圧倒的に多いというのは、これはある意味事実だと思います。この特別職の全てとは言いませんが、そういった意味合いでの県民感情を、ある種大事にするというのは必要じゃないかなと、私も思います。

(野村会長)

ありがとうございます。

そうですね。やっぱり皆さん、県民の方々の納得というか、そういったものも大きな要素でしょうね。

(間嶋委員)

私、初めてですけども、連合で説明を聞いた時に、最初に申しあげましたように、状況的にはわかりますが毎回下げるのはどうなのかと言うことと、それと皆さん方が言われてるように、期待値含めてどうなのかというようなこと。根拠的にどうこういう話じゃないですけど、そこは少し直感的に感じてというようなところもあったですね。確かに、筒井さんが言われるようにまだまだ高知いけるというようなことなんかも含めて思うところ。全体的な数値も見ながらやっていかなければならないとは思いますが、期待も含めてみたいところも、ある程度必要などころがあるのかなというのを思います。

(宮脇委員)

私も初めて参加させていただいたんですけど、県民から見る目というのは、本当に知事に対してはかなり見やすいですけども、議員さんに関してはあまり見えてこない部分もありますので、どうしても知事に目がいくわけです。いろんな委員会でお会いしても、ご発言を聞いても、本当にこちらにも励まされたり、何か期待が持てるんだなというような気持ちになるような知事だと思います。高知県、何でも40何位というようなのが、県民が

皆さん思っているところであると思いますので、何もかも悪いのかみたいなのところもあったりして、やはり皆さんがおっしゃるように、維持か、少しはいい方向にいけるような数字の会であればいいなというふうには思っています。

(野村会長)

ありがとうございます。

それと、退職手当の支給基準、この辺りにつきましてのご意見等は何かございませんでしょうか。

これは、25 ページにありますように、知事の場合は 100 分の 60、副知事の場合は 100 分の 43、これについて上げ下げ、据置き、どうするかと。こういうお話だと思っんですけども。

(筒井委員)

すみません、ちょっと質問なんですけど、この退職手当の割合は、これ以前は何%でしたか。大幅に下げたような記憶がありますが。

(職員厚生課長)

平成 15 年に、それまでは条例も、一般の職員の条例の中で知事、副知事については幅を決めて、40 から 80 の幅で、その都度、必要な都度、議会の議決を経て支給をしていた状況があったんですが、平成 15 年 10 月に、知事、副知事と出納帳の退職手当に関する条例を制定しまして、その段階で、平成 15 年 6 月議会に、実は知事を 100 分の 80 から 100 分 75、副知事を 100 分の 55 から 100 分の 51 という提案を議会の方にさせていただいたんですけども、執行部の提案が認められずに、知事は 100 分 70、副知事は 100 分の 50 と、そこで 10 を下げております。それから、平成 18 年 4 月から、今の 100 分の 60、100 分の 43 になっているという状況でございます。

(野村会長)

退職手当のところを見ても、全国順位あたりは、月額の部分とほとんど順位が同じ。やはり各県、審議会があつて審議をしてくることによって、こういうプロットもこなれてくるというんでしょうか。そういった中で、落ちつき場所が同じになっているというようなところではないかと、そんな感じはしますね。

特に上げたらどうかとか、下げたらどうかとかいうご意見はございませんでしょうか。

大体、皆さん一通りご意見をいただいたんですけども、これだけは言っておかないといけないとか、何かありましたらご発言をお願いしたいんですけど。

どうぞ、ご遠慮なさらずにご意見をおっしゃっていただけたらありがたいですけど。

(筒井委員)

以前、退職金ももらいすぎるといふ県民の人の意見が、審議会でする時に。あれ新聞、何か出ました。知事の退職手当が多すぎるっていうのを、だいぶ言ってる人が。何か出ましたかね。

(職員厚生課長)

だいぶ前ですよ。

(筒井委員)

すごい金額が出ましたが、あれは 1 期じゃなくて。

(職員厚生課長)

はい。通算で以前は出していましたので。

(筒井委員)

ちょっと誤解されるところもあつて。それで私が何人かの方からは、知事の給与については、中小企業の社長

さんと比べてもちょっと低いぐらいで気の毒だと思うという話でしたけれど、やっぱり退職手当となると、高知はやはり退職金をもらえない方が結構いるので、やはりちょっともらい過ぎではないかという意見がありました。ちょっと任期中の金額だったものですから。1期4年の金額じゃなかったように思うんですね。

(職員厚生課長)

以前は、1期ごとじゃなくて通算になっていた時期がありましたので、その時まとめて前知事の時に支出をした経緯があります。その時、確か1億何千万という3期ぐらいの通算の金額がそれぐらいだったと思いますので。

(筒井委員)

誤解もありましたわね。

(職員厚生課長)

はい。その分がかなり出られたんじゃないかというふうには思います。

(筒井委員)

ちょっと誤解されて。4年間ではなかったと思うんです。だから、やっぱり退職手当と特別職の報酬というのは、一遍にはちょっとできないし、切って考えないといけないかなと思うんですけど。

(野村会長)

事務局の方で、これぐらい意見が今出ておるんですけども、2回目としては、これぐらいご意見をいただいたら準備できる。

(行政管理課長)

はい。今日のご意見をいただけたら、それで。

(野村会長)

よろしいですかね。まだ時間は十分ありますので。

(富澤委員)

全体的なイメージとして、少なくとも、特別職全員かどうかは別として報酬については、知事なりどこまで含めるかは別として、現状維持よりも若干アップという形の方が、産振計画の第2期に向けてとか、何か1つの強い県民からのメッセージを送ることになるような気はしますけど、そういうのが大勢を占めているような感じなんですけどね。ただ、どこまでそれをするかというのは、また難しいかもしれないですけど。現状維持がいいのか。現状維持よりもちょっとプラスというのは、ものすごく大きなメッセージですよ。マイナスよりも。その辺、どう思われます。

(野村会長)

どうですか、皆さん。

(富澤委員)

さっきの古谷委員とかね。

(古谷委員)

それはもう、少しでも上がれば。

(富澤委員)

例えば、ほんの0.何万円か上がるでも、上がるか現状維持かでものすごいイメージが違くと。だから実質的な金額としては、それほど変わらないんだけども、県民あるいは審議会のメッセージとしては、例えば知事さんだけはちょっと上げるようなのがあれば。

(行政管理課長)

一般職の給与改定についての去年の人事委員会からの勧告では、民間との較差が実は民間の方が若干高かったんです。107円というごくわずかではありますが。そういった意味ではプラスの方向の要素はあったんですけども、ほぼ均衡しているということで据置きという勧告が出されて、結果もそうなおるとい状況にはあります。

(木村委員)

仮に現状維持でいくと、あまり大騒ぎにはならないでしょうけれども、上がるとなるとマスコミも含めて多少大騒ぎになって、良かれと思うてやりゆうことがかえって足を引っ張ることにもなりかねんという危険性がありますね。

(総務部長)

あと1件だけ少し。先ほどの22ページのところで、一般職の報酬の改定の状況と特別職の方の改定で開きがあるということなんですけれども、これ先ほどのいろいろの額、他県の額を見ていただくとわかるんですけれども、要はうちの県はきりのいい万円単位でやってるものですから、マイナスが少しでも出ると、1万円を一番下の議員さんから申しわけないですけどいつも引いてくという格好になります。そうすると改定率がすごく低くてもマイナスで万円を引くということになると、議員さんが1万円、そうすると知事が2万円とか、そういうような形になるんですけど、だんだんと他の県なんか見ても端数の千円単位みたいのところもいくつかやっぱり出てきております。これは別に決まった話じゃないもんですから、私ども、今度例えば仮にマイナスをする時にも、1万円単位で引下げるのか、千円単位で別に構わないんじゃないかというような議論とかも、いろいろ含めて本来あってもよかったんじゃないかと思うんです。慣例によってずっと1万円単位の引下げになって、こういうような差が生じているということもありますので、またそんなところについてもご意見とかいただければいいのかなと思っています。

(間嶋委員)

確かにそれは感じたところがあったですね。結局、万単位ということになれば、イメージ的に。また、一般的な感覚からしたらどうなのかなみたいところが、確かにありますね。

うちが賃上げ論議をしていく時に安易に切り上げたりするのではなく、自信と確信を持ちあうことと、より信憑性を持たすために論議を行います。この件につきましても、今後の中で考えたときは、万単位じゃなしに、少しそのようなことも考えていったら、もっと県民の皆さんにも分かりやすくなるのじゃないかなというふうに思います。

(野村会長)

そうですね。これ参考資料を見ても千円単位のところがいくつかございますね。

(木村委員)

これは慣例的というか、当然というか、特別職という一つの括りの中である話なんで、例えば知事据置きで他は下がるとか、そういうのはあり得んわけでしょう。全員下がる、全員一緒という、金額の差はあったとしても、基本的にはそういう考え方であるということですかね。

(行政管理課長)

その考え方でやってきております。

(木村委員)

それ以外は過去にもないですか。

(行政管理課長)

記憶の範囲ではないと思います。

(筒井委員)

その辺が難しいですね。一斉に割合を少し変えてするというのならしやすいくはすけど。

(野村会長)

そうしましたら、あとお一方、何かご意見ございましたらお伺いいたしますけども。

よろしゅうございますでしょうか。

少し予定の時間より早うございますが、本日はこれで終了したいというふうに思います。次回までにご検討いただきまして答申ができるようにしたいと思います。

次回の日程につきまして、事務局の方で調整していただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

(行政管理課長)

今回は、2月3日の金曜日の午後1時30分から、場所は今回と同じこの第二応接室ということでお願ひしたいと考えております。また、次回までの間でも結構ですので、何かこういった資料がというご要望がございましたら、対応させていただきますので、ご連絡をよろしくお願ひいたします。

(野村会長)

次回には、事務局案の用意をお願いするということでよろしゅうございますでしょうか。

(行政管理課長)

はい。

(野村会長)

それでは、本日の審議会をこれにて終了いたしたいと思ひます。活発なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。次回もまたよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。